

- ⑧ 京都市都市計画局  
「公共建築工事積算基準」等の補足



京都市都市計画局

「公共建築工事積算基準」等の補足

令和3年度

京都市都市計画局



## 第1編 総則

## 第1編 総則

### 第1章 共通事項

#### 1 本書の位置付け

本書は、京都市都市計画局建築工事積算要綱（以下「要綱」という。）において準用することとしている基準等の内容について、京都市都市計画局における取扱いを定めるものである。

なお、本書に記載する内容は、準用することとしている基準等の記載に優先する。

#### 2 準用基準等

(1) 「要綱」第2条において準用することとしている基準等は、次のとおりとする。

ア	公共建築工事積算基準（以下「積算基準」という。）	平成28年12月版
イ	公共建築工事共通費積算基準（以下「共通費基準」という。）	平成28年12月版
ウ	公共建築工事標準単価積算基準（以下「単価基準」という。）	令和3年版
エ	公共建築数量積算基準	平成29年版
オ	公共建築設備数量積算基準	平成29年版
カ	公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編，設備工事編）	平成30年版

(2) 「要綱」第3条において準用することとしている基準等は、次のとおりとする。

ア	公共住宅建築工事積算基準	令和元年度版
イ	公共住宅電気設備工事積算基準	令和元年度版
ウ	公共住宅機械設備工事積算基準	令和元年度版

## 第1編 総則

### 第2章 一般事項

#### 1 負担金等

- (1) 負担金等として取り扱う内容は下記のとおりとする。
- ・水道メーター借受料
  - ・その他負担金として工事費に計上する必要があるもの
- (2) 負担金等を含めて工事費を算定する場合の工事価格は、次式による。(共通費を算定する際の直接工事費にも負担金等は含めない。)

$$\text{(工事価格)} = \text{(直接工事費)} + \text{(共通費)} + \text{(負担金等)}$$

#### 2 工事に伴う湧水等の排出費用

共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用(下水道料金のみ。以下同じ。)は含まないものとする。

#### 3 改修工事

##### (1) 改修工事の分類

###### ア 全館無人改修

「執務並行改修」に該当しない改修工事。

###### イ 執務並行改修

建物に執務者がいる状態で工事を行うことによって施工者の作業能率が低下する改修工事をいい、工事を行う場所と執務中の場所が区画されている状態も含む。

##### (2) 執務並行改修の適用に当たっての注意事項

###### ア 適用条件

執務並行改修の適用に当たっては、下記条件をすべて満足する必要がある。

なお、工事の一部のみが該当する場合には、当該部分のみ適用する。

(ア) 実際の作業に係る作業能率が低下する場合

(イ) 当該作業の施工条件(施工場所、施工時期及び時間帯等)が特定される場合

###### イ 設計変更の取扱い

実際の施工において、前項の適用条件が変更となったことに伴い、執務並行改修の適用を取りやめる又は新たに適用する必要が生じた場合には、設計変更として取り扱う。

###### ウ その他

執務並行改修の適用に当たっては、現場の状況等を十分に勘案し、適否の判断を行うこと。

## 第1編 総則

### 4 有価物の取扱い

- (1) 有価物として取り扱う品目は、とりこわし工事及び改修工事において発生する発生材のうち、有価で売却が可能な金属等とする。
- (2) 積算に当たっては、建築工事におけるスクラップ控除と同様の取扱いとし、金額は直接工事費に減額で計上する。  
なお、共通仮設費の区分は一般工事とする。  
また、単価は月別主要資材単価表及び最新の刊行物に掲載されているスクラップ単価等による。
- (3) 単価に対する数量は、設計寸法による面積とその厚みによる体積又は質量とする。
- (4) とりこわし工事で発生する有価物の運搬費はその他工事とし、撤去工事で発生する有価物の運搬費は一般工事とする。

第3章 設計変更

1 湧水等を排出する場合の費用の取扱い

「積算基準」第8に定める「(当初)請負工事価格／(当初)設計工事価格」の値(以下「当初請負比率」という。)の算定には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び負担金等を含めない。

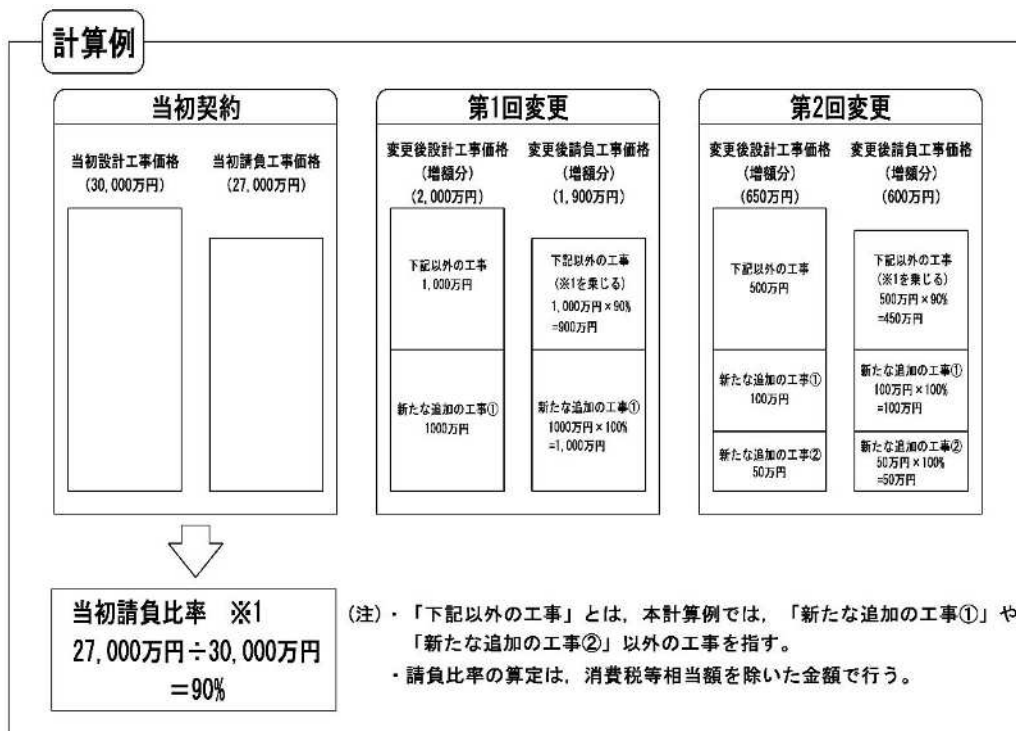
また、これらの費用を設計変更により追加する場合、これらの費用には、当初請負比率を乗じない。

2 新たな追加の工事の費用の取扱い

(1) 現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下のアからオの新たな種類の工事を追加する場合の費用には、当初請負比率を乗じない。

- ア とりこわし(地下埋設物及び埋設配管に限る。)
- イ 地盤改良
- ウ 土防汚染処理
- エ アスベスト含有吹付材及び保温材等の処理
- オ 上記アからエに伴う発生材処理(処分費及び運搬費を含む。)

(2) 上記(1)の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更を行う場合の費用には、当初請負比率を乗じない。





## 第1編 総則

### 3 当初請負比率の取扱い

当初請負比率の端数処理は行わない。

また、2回目以降の設計変更を行う場合の（当初）請負工事価格及び（当初）設計工事価格は、いずれも当初契約（第1回設計変更を行う前）の価格とする。

### 4 設計変更における変更請負工事価格の数値の取扱い

設計変更における変更請負工事価格は、千円未満切捨てとする。

### 5 増減工事価格の算出方法

「積算基準」第8及び「共通費基準」2(7)、3(7)、4(4)で規定する設計変更の方法に基づき行う。

なお、この場合、第2編第5章11で規定する調整は「増減工事価格」について行う。

[官庁営繕関係統一基準による増減工事価格の算出方法]

$\Sigma$ (変更対象部分のみの直接工事費)	=	変更対象の直接工事費
		+
変更後のすべての共通仮設費	-	変更前の共通仮設費
		=
		変更にかかわる共通仮設費
		+
変更後のすべての現場管理費	-	変更前の現場管理費
		=
		変更にかかわる現場管理費
		+
変更後のすべての一般管理費等	-	変更前の一般管理費等
		=
		変更にかかわる一般管理費等
		↓
		増減工事価格

## 第2編 共通費

## 第2編 共通費

### 第1章 共通事項

#### 1 変更契約における共通費の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

ア 共通仮設費率は、「積算基準」第8による当初請負比率を乗じる工事、第1編第3章2による新たな追加の工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

イ 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、新たな追加の工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

ウ 一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、新たな追加の工事の工事原価の合計額に対応する率とする。

(2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、新たな追加の工事に区分して算定する。

### 第2章 共通仮設費

#### 1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費に区分して算定する。

なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費以外をいう。

#### 2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率を用いることとし、率によりがたい場合又は率に含まれない内容は、積上げにより算定する。

(2) 積上げによる共通仮設費は、一般工事の共通仮設費に計上する。

(3) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）については、以下による。

なお、開札日が想定していたよりも早まった場合や遅れた場合等、結果的に共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期（以下「設計上の工期」という。）と工事請負契約書に記載する工期（以下「契約上の工事」という。）が異なった場合においても、原則として工期の変更による設計変更は行わない。また、工事が工期末よりも早く完成した場合や、低入札価格調査を行ったために契約日が想定よりも遅れた場合等についても同様とする。

ア 契約上の工期が『契約の日の翌日（又は着工命令）の日から〇〇箇月以内』の場合は、その月数をTとする。

## 第2編 共通費

イ 契約上の工期が『契約の日の翌日（又は着工命令の日）から〇〇日以内』の場合は、契約上の工期（休日、祝日を含む。）を30日／月で除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めした値（月数）をTとする。

ウ 契約上の工期が『契約の日の翌日から〇年〇月〇日まで』の場合は、想定される開札予定日の翌日から工期末までの期間（休日、祝日を含む。）を30日／月で除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めした値（月数）をTとする。

### 3 積上げによる共通仮設費

以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積上げにより算定する。

#### (1) 準備費

敷地測量，道路占有料，仮設用借地料，既存施設内の家具，什器，機器等の移動・復旧に関する費用

#### (2) 仮設建物費

ア 宿舍，設計図書によるイメージアップ費用

イ 電気設備工事及び機械設備工事における，監理事務所（監督員事務所），備品等の費用

※ 電気設備工事及び機械設備工事の単独工事において監理事務所を設置する場合に積上げ計上するということであり，一般的な新築工事等で建築工事と電気設備工事及び機械設備工事が一緒に工事を行い監理事務所（監督員事務所）を設ける場合は，建築工事の共通仮設費率に監理事務所設置費用が含まれているため，電気設備工事及び機械設備工事において別途計上する必要はない。

ウ 建築工事における，監理事務所（監督員事務所）の備品等の費用のうち，設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

#### (3) 工事施設費

仮囲い，工事用道路，歩道構台，設計図書によるイメージアップ費用

#### (4) 環境安全費

安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員，機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）

#### (5) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

#### (6) 揚重機械等

新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用について，規格の選定及び存置日数は，別表1-1～5を参考とし，施工条件等により規格を選定する。

なお，6階建て以上の中高層建物及び改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用について，規格の選定及び存置日数は，施工内容，施工条件等により規格を選定する。

## 第2編 共通費

### (7) その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費（引張り試験及び超音波探傷試験）を除き、以下の試験費を積上げにより算定して加算する。

なお、通常の配管及び機器類の水抜き、水張り試験費は共通仮設費率に含まれる。

- ア アスベスト粉じん濃度測定
- イ 分析によるアスベスト含有材の調査
- ウ 化学物質の濃度測定
- エ 六価クロム溶出試験
- オ コンクリートの単位水量測定費
- カ PCB含有シーリング材の調査
- キ 路床土の支持力費（CBR）試験
- ク 現場 CBR 試験
- ケ 土壌調査費
- コ 上記に類する各種試験費

ただし、受水槽の水質検査費用や変圧器のPCB含有測定費用については、共通仮設費への積上げではなく直接工事費に計上する。

### 4 鉄骨工事における共通仮設費率の補正

「共通費基準」2(4)の場合は、共通仮設費率に0.9を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは第2編第5章1による。

### 5 その他工事を含めて発注する場合

「共通費基準」2(5)の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。また、その他工事の共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。

### 6 労務費の比率が著しく少ない工事

「共通費基準」2(6)の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に0.9を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事をいう。

### 7 監理事務所を設けない場合の補正

- (1) 「共通費基準」2(3)表-5のうち建築工事において、監理事務所（監督職事務所）を設けない場合は、一般工事の共通仮設費率に0.9を乗じる。

## 第2編 共通費

(一般工事の場合の算定方法)

$$\text{直接工事費 (一般工事)} \times \text{共通仮設費率} \times \text{補正(1)}$$

- (2) 鉄骨工事における共通仮設費率の補正を行う工事で、監理事務所（監督職事務所）を設けない場合は、(1)で補正した共通仮設費率にさらに0.9を乗じ、端数処理は行わない。

(鉄骨工事の場合の算定方法)

$$\text{直接工事費 (鉄骨工事)} \times \text{共通仮設費率} \times (\text{補正(1)} \times \text{補正(2)})$$

- (3) 既存施設を監理事務所（監督員事務所）として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

### 8 建設発生土処分費及び発生材処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

### 9 リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。

なお、仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料については、共通仮設費を算定しない。

### 10 共通仮設費率の留意事項

#### (1) 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

ア 新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工事用)

イ 改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメーター設置費と使用料が該当する。(工事用)

#### (2) 屋外整理清掃費

施工中に発生する端材等の処理に要する費用（指定された集積場所から構外へ搬出するための積込み、運搬費及び処分費）は、共通仮設費率に含む。

### 11 設計変更における工期

工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

## 第2編 共通費

### 第3章 現場管理費

#### 1 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

#### 2 現場管理費の算定方法

- (1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは、積上げにより算定する。
- (2) 積上げによる現場管理費は、一般工事の現場管理費に計上する。
- (3) 現場管理費率の算定に用いるT（工期）については、第2編第2章2(3)で規定する共通仮設費率の算定に用いる工期と同じ工期を用いる。

#### 3 積上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積上げにより算定する。

- (1) 条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）
- (2) 昇降機設備工事における工事实績情報（コリンズ）の登録費用（工事費が500万円以上2,500万円未満の昇降機設備工事単独発注の場合）

なお、設計変更が発生した場合においては、元設計において計上した費用と同額とする。

$$(\text{工事实績情報登録費用})^{*1} = (\text{登録作業費})^{*2} + (\text{登録料})^{*3}$$

※1：工事实績情報登録費用は、端数処理は行わない。

※2：登録作業費 = 特殊作業員1.0人・日

※3：登録料 = 2,524円（税抜き）

#### 4 鉄骨工事の場合の補正

「共通費基準」3(4)の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは第2編第5章1による。

#### 5 その他工事を含めて発注する場合

「共通費基準」3(5)の場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。また、その他工事の現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。

## 第2編 共通費

### 6 労務費の比率が著しく少ない工事

「共通費基準」3(6)の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、その率に0.8を乗じて算定する。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事をいう。

### 7 建設発生土処分費及び発生材処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

### 8 リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。

なお、仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料については、現場管理費を算定しない。

### 9 支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・制作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。

ただし、再利用資機材については現場管理費を算定しない。

### 10 設計変更における工期

工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）を理由に延長する期間を含まない。

## 第2編 共通費

### 第4章 一般管理費等

#### 1 一般管理費等の算定方法

一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積上げにより算定する。

#### 2 前払金支出割合による補正

(1) 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、下表の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
5以下	1.05
5を超え15以下	1.04
15を超え25以下	1.03
25を超え35以下	1.01

なお、この補正は、前払金の支出割合に対して補正係数を求め一般管理費等率に乗じるものであり、支払限度額の割合に対して補正を行うものではない。

「支払限度額の割合に対して補正を行うものではない」とは、工事費が300万円以上の債務負担行為等に基づく複数年契約工事において、ある年度において当該年度の出来高予定額の40%の予算が確保できていないために、前払金の支払額に制限をかけるが、出来高予定額の総額の40%の前払いができる場合等において一般管理費等の補正の必要はないことを意味する。

(2) 工事費が300万円未満の工事については、「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」により前払金を支払うことができないため、一般管理費等率に補正係数1.05を乗ずる。

なお、補正前の工事費が300万円未満で、補正後の工事費が300万円以上となる場合には、上記の補正を行ったうえで、特記仕様書の「請負代金額の支払条件」に前払いは行わないことを明記する。

(3) 設計変更においては、金額の増減額にかかわらず元工事と同一の補正係数を適用する。

#### 3 契約保証費について

「共通費基準」4(1)による契約保証費については、工事原価に下表による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては元設計にて計上した契約保証費と同額を計上する。



## 第2編 共通費

工事費	契約保証費率	契約の保証（参考）
500万円未満	補正しない	保証の免除
500万円以上 23億円未満	0.04%	保証の額は請負代金額の10分の1以上
23億円以上	0.04%	保証の額は請負代金額の10分の3以上
※ 23億円=1,500万SDR（WTO政府調達協定適用基準額 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで） ※ 工事費にかかわらず，工事請負契約書第4条第5項に記載の公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付した場合は，契約保証費率を0.09%とし，契約保証費は請負代金額の10分の3以上となる。		

なお，契約保証を求める工事は工事費が500万円以上の工事とし，共同企業体（JV）による競争入札の場合や，工事費が500万円以上の工事で，入札の結果，請負代金額が500万円未満となった場合でも，契約の保証を求める。

また，当初設計において契約保証費に関する補正を行う場合は，次式による。

$$\begin{aligned} \text{（一般管理費等）} &= \text{（工事原価）} \times \text{（一般管理費等率）} \\ &+ \text{（工事原価）} \times \text{（契約保証費率）} \end{aligned}$$

#### 4 積上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については，「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は，資力確保措置のための費用を見積等により算出し，一般管理費等に加算する。ただし，設計変更においては対象としない。

#### 5 契約保証費の補正と前払金支出割合による補正を同時に行う場合

契約保証費の補正と前払金支出割合による補正を同時に行う場合の一般管理費等は，次式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{（一般管理費等）} &= \text{（工事原価）} \times \text{（一般管理費等率）} \times \text{（前払金補正係数）} \\ &+ \text{（工事原価）} \times \text{（契約保証費率）} \end{aligned}$$

#### 6 労務費の著しく少ない工事の取扱い

「共通費基準」4(3)の労務費の比率が著しく少ない工事の一般管理費等率は，その率に1.0を乗じて算定する。

## 第2編 共通費

### 第5章 その他

#### 1 新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取扱い

##### (1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取扱い

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目は下表のとおりすべて補正の対象とする。ただし、建方機械器具（定置式，移動式）は、共通仮設費の一般工事の区分として積上げる。

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正（鉄骨工事）					
（注）○印は対象項目，△印は鉄骨造のみ対象項目					
鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費	○
工場塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○
建て方費	○	溶接試験	○	現場溶接	○
アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル	○
デッキプレート （合成スラブ用）	○	フラットデッキ （床型枠用）	△	耐火被覆	○
付帯鉄骨 （母屋，胴縁）	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△	専用仮設	○
鉄塔	○	C. W一次ファスナー	○	設備機器架台	○

##### (2) 鉄筋コンクリート造における取扱い

体育館，倉庫及び格納庫等の鉄筋コンクリート造において，屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。

##### (3) 鉄塔の取扱い

鉄塔については単体として取り扱い，設置場所（地盤面又は鉄筋コンクリート造屋上面）にかかわらず補正の対象とする。

##### (4) フラットデッキの取扱い

フラットデッキについては，鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

#### 2 その他工事として取り扱う工事

##### (1) その他工事として取り扱う工事の具体例を別表2及び別表3に示す。

なお，別表2及び別表3には「共通費基準」表-7その他工事に示された以外の工事も含まれているが，それらを一般工事に含めて発注する場合においても，「共通費基準」2(5)及び3(5)の定めによる。

##### (2) 上記の他，次のいずれにも該当する工事については，その他工事として取り扱ってもよい。

- ア 標準的な新築工事に含まれない工種であること
- イ 当該工種の施工に際して元請の関与の度合いが小さいこと

##### (3) 一般工事にその他工事を含めて発注する場合の直接工事費には，その他工事を行う下請負業者（専門工事業者等）の経費を含めて計上する。

## 第2編 共通費

### 3 その他工事を単独で発注する場合の算定

「共通費基準」1により区分し、専門工事業者等からの見積を参考に計上する方法を原則とするが、これによりがたい場合は、共通仮設費は第2編第2章5におけるその他工事に対する共通仮設費率、現場管理費は第2編第3章5におけるその他工事に対する現場管理費率、一般管理費等は当該その他工事の内容に最も近似する工事の一般管理費等率をそれぞれ準用する方法により共通費を算定する。

### 4 指定部分及び指定部分工期の取扱い（詳細は〔別添資料〕を参照）

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

ただし、本来分離して発注するような関連性のない工事を一つの発注とする場合で、それぞれの工期が異なる場合には、次項5～9による。

### 5 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定（詳細は〔別添資料〕を参照）

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

ア 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。

なお、積上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

イ 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。

なお、積上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

ウ 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

### 6 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定（詳細は〔別添資料〕を参照）

(1) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合

ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定

## 第2編 共通費

し、それらの合計による。

なお、積上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(イ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ロ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

イ 主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

なお、軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。

(ア) 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下の場合

(イ) 工事内容、工事費及び工期から判断して、上記に準ずるとみなせる場合

ウ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

(2) 昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合

ア 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は(1)アによる。

イ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

7 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定（詳細は〔別添資料〕を参照）

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

ア 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。

なお、積上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

イ 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。

なお、積上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ウ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

## 第2編 共通費

8 同一の現場管理が行われる同一敷地又は近接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合の算定（詳細は〔別添資料〕を参照）

- (1) 共通仮設費及び現場管理費は、同一敷地全体を一括して算定する。
- (2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、同一敷地全体における直接工事費の合計額に対する共通仮設費率、純工事費の合計額に対する現場管理費率とする。
- (3) 一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

9 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定（詳細は〔別添資料〕を参照）

共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。

10 本来一体とすべき工事を分割した場合の算定（詳細は〔別添資料〕を参照）

本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事と新規に発注する工事を一括して発注したとして算定した額から、契約済みのすべての工事の額を控除した額とする。

なお、新規に発注する工事の工事費算定に用いる単価及び価格は、新規に発注する工事の工事費積算時の単価及び価格とする。

11 共通費算定に関する数値の取扱い

(1) 積上げによる算定

積上げによる算定は、第3編第1章1に準じる。

(2) 率による算定

「共通費基準」の率により算定した金額は、一円未満を切り捨てる。

(3) 一般管理費等

算出された金額の範囲内で、原則として工事価格（設計変更においては増減工事価格）が一千万円以上の場合は有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等において調整を行う。

なお、調整の方法は、計上する単位未満の金額を切り捨てることにより行う。複数回の設計変更を行う場合は、前回設計変更時からの増減工事価格に対して同調整を行う。

また、設計変更及び10による随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は調整前の金額を採用する。

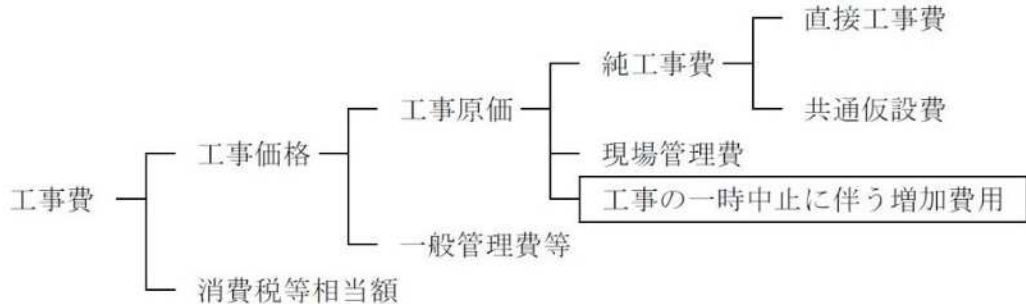
12 工事の一時中止に伴う増加費用

- (1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。
- (2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。
- (3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。
  - ア 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等に要する費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。
    - ㉠ 工事現場の維持に要する費用  
工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するために必要とされる費用等とする。
    - ㉡ 工事体制の縮小に要する費用  
工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。
    - ㉢ 工事の再開準備に要する費用  
工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。
  - イ 中止期間中の現場維持等の費用は、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（基本計画書）に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積上げ計上することを基本とする。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積上げ計上する。
  - ウ 契約保証費にかかる補正を行わない。
- (4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う追加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。

ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

(5) 増加費用の計上箇所

工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



13 設計変更における共通費の取扱い

設計変更における共通費の積算は、当初発注工事の設計時における積算基準を採用する。

14 都市ガス工事の取扱い

(1) 都市ガス工事の積算

当初設計は、都市ガス事業者からの見積書を採用する。また、設計変更は、対象工事を施工する都市ガス事業者の指定工事業者からの見積書を採用する。

(2) 都市ガス工事を機械設備工事業者等に発注する場合

都市ガス工事（配管工事）は一般工事として取り扱い、直接工事費には都市ガス事業者の諸経費を含めて計上する。

なお、機器工事についても一般工事として取り扱うが、都市ガス事業者の諸経費は計上しない。

(3) 都市ガス事業者に直接発注する場合

ア 直接工事費

配管工事については、見積価格をそのまま採用し、見積書に計上されている都市ガス事業者の諸経費については、直接工事費に算入しない。

なお、機器工事については、(1)と同様の取扱いとする。

イ 共通費

共通費は、「共通費基準」1により区分し計上する。

共通仮設費、現場管理費、一般管理費等は次によるものとし、工事価格総額において都市ガス事業者の見積価格を超える場合は一般管理費等により調整する。

(ア) 共通仮設費

ガス工作物（機器工事を除く。）に係る工事の直接工事費に対して、共通仮設費率1%を乗じて算定する。

## 第2編 共通費

(イ) 現場管理費

ガス工作物（機器工事を除く。）に係る工事の純工事費に対して、現場管理費率2%を乗じて算定する。

(ロ) 一般管理費等

ガス工作物（機器工事を除く。）に係る工事の工事原価に対して、一般管理費等率6.78%を乗じて算定する。



### 第3編 単価，価格等

### 第3編 単価，価格等

#### 第1章 共通事項

##### 1 単価及び価格の取扱い

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは以下のとおりとする。また，端数処理を行う場合は，原則として四捨五入とする。

###### (1) 刊行物に基づく単価

ア 「単価基準」第1編2による単価及び価格の算定において，材料価格，材料単価及び仮設材費は，積算資料（(財)経済調査会発行）及び建設物価（(財)建設物価調査会発行）等の価格の平均値を原則として採用する。

また，市場単価は，建築施工単価（(財)経済調査会発行）及び建築コスト情報（(財)建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を原則として採用する。（以上の四誌を総称して「刊行物」という。）

なお，平均値を採用する際の端数処理は，以下のとおりとする。

(ア) 有効数字は一円単位とし，一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

(イ) (ア)の端数処理を行った結果が，刊行物の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は，有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。

(ウ) 1つの刊行物にのみ掲載される場合は，掲載された価格とし，端数処理は行わない。

(エ) (ア)の処理をする前の刊行物掲載価格の合算や単位換算を行った場合は，端数処理は行わない。ただし，単位換算を行った結果，小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。

イ 刊行物掲載価格の比較及び平均値の算出に当たり掲載されている都市が異なる場合の優先順位は次のとおりとする。

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| ① 京都，京都A         | ⑥ 全国      |
| ② 近畿，近畿I         | ⑦ 関東      |
| ③ 大阪             | ⑧ 東京      |
| ④ 全国I（除沖縄北海道）    | ⑨ 東京（17区） |
| ⑤ 全国II（除沖縄，除北海道） |           |

###### (2) 歩掛り（市場単価の補正含む）に基づく単価

ア 歩掛りで算定した単価を別の歩掛りに用いる場合は，小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。

イ 単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は，小数点以下第2位までとする。

ウ 単価算定に用いる数量に少数点以下第6位以降がある場合は，小数点以下第5位とする。

### 第3編 単価，価格等

#### (3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

#### (4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

ア 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。

イ 細目別内訳書に計上する金額（数量×単価）は、一円未満は切り捨てとする。

ウ 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

### 2 材料価格等

「単価基準」第1編2(1)に定める材料価格等とは、杭，鉄筋，コンクリート及び鉄骨等の価格変動が大きい資材や，建物ごとに個別性が高い機器等の単価及び価格をいう。

### 3 歩掛り

複合単価の算定に用いる歩掛りは、「単価基準」第1編3で規定される標準歩掛りのほか、「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」及び、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料」を参考とする。

### 4 「その他」の率

「単価基準」第1編3(4)に規定する歩掛りの「その他」の率は中間値を標準とする。

なお、交通誘導員等の積上げに当たっては、「その他」の率は建築工事の「仮設」の率を準用する。

### 5 市場単価

「単価基準」第1編2(3)の掲載条件が一部異なる場合で、市場単価を補正して算出する単価（以下「補正市場単価」という。）の補正方法は、次の式による。

なお、補正市場単価の細目工種，補正に用いる歩掛りについては、各章による。

$$(\text{補正市場単価 } A') = (\text{市場単価 } A) \times (\text{算定式})^*$$

※：(算定式) =  $a' \div a$

$a'$ ：補正市場単価  $A'$  の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

$a$ ：市場単価  $A$  の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

注) 算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

### 第3編 単価，価格等

#### 6 製造業者又は専門工事業者の見積価格等の取扱い

##### (1) 見積価格

「単価基準」第1編2(4)による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等（カタログ設計価格を含む。）を参考にして単価及び価格を算定する場合は、市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、見積依頼先は原則として3者以上（「都市計画局建築設備機器製造者指定一覧表」において指定されている機器については、同表に記載されている製造者のうちの原則として3者以上）とし、見積り内容が適切なことを確認のうえ、原則として、機能グループのうちの1要素のみでは比較せず、機能グループごとにまとめた見積書全体で比較し、それらのうち最低価格のものを基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

##### (2) 価格決定の参考とする見積書の留意事項

見積書は紙（ファクシミリ含む）又は電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認する。

なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可。（担当者印の代替としての直筆署名は不要）

#### 7 改修工事の積算に用いる単価の適用

全館無人改修及び施工者の作業能率の低下を伴わない改修工事の場合は、基準単価を適用する。

執務並行改修の場合は、基準単価又は基準補正単価を適用する。（建物に執務者がいる状態で工事を行うことにより施工者の作業能率が低下することを前提として、単価の補正を行うものであり、基準単価又は基準補正単価のどちらを適用するかは国土交通省大臣官房官庁営繕部作成の「公共建築工事積算基準等資料（令和2年版）」（以下「基準等資料」という。）第4編第1章8(3)による。）

なお、基準単価及び基準補正単価は次による。

##### (1) 基準単価

「単価基準」の第2編，第3編，第4編及び本補足に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価。

##### (2) 基準補正単価

基準単価に改修割増補正を行うことを標準として算定する。

なお、単価の補正の方法等については、「基準等資料」第4編第1章8(3)による。

### 第3編 単価，価格等

#### 8 工事が僅少等の取扱い

工事が僅少の場合，施工場所が点在する場合，工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は，施工に最低限必要な単位の材料，労務，機械器具等の費用を実情に応じて算定する。

#### 9 労務単価

##### (1) 適用

「単価基準」第1編2(2)ロに規定する公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は，最新のものを適用する。

##### (2) 時間外及び深夜労働の取扱い

労務単価は，所定労働時間内8時間当たりの単価であり，時間外及び深夜の労働についての割増賃金は含まれない。時間外及び深夜の労働は，施工時期・施工時間が制限され，割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に，労務費を下記により算定する。ただし，時間外の労働は，変形労働時間制等を考慮し，実情に応じて積算する。

$$(\text{労務費総額}) = (\text{労務単価}) + (\text{労務単価}) \times K \times (\text{割増すべき時間数})$$

注：K（割増賃金係数）＝（割増対象賃金比）× 1/8 ×（割増係数）とし，当該年度の「公共工事設計労務単価表 農林水産省・国土交通省」の「割増対象賃金比及び1時間当たり割増賃金係数」による。

また，市場単価の細目工種において，時間外，深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は，割増賃金に相当する割増率を算定し，市場単価を補正する。

#### 10 寒冷地，離島等における取扱い

寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は，実情に応じて積算する。

離島等における工事の積算に当たっては，材料・労務の調達，プラント・機械器具の有無及び運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し，実情に応じて積算する。

#### 11 設計変更時の取扱い

「単価基準」第1編5の場合の設計変更時の積算において，当初設計の工事費内訳書の細目別内訳書及び別紙明細に記載されていない項目については，発注時（変更等を指示した日）における単価及び価格とする。

#### 12 設計者の知見に基づき算出された価格の取扱い

設計者の知見に基づき価格を算出する場合は，他の方法では実勢価格を把握することが困難であることを確認のうえ，その価格の根拠となる資料収集を充分に行い，価

### 第3編 単価，価格等

格の妥当性について検討し，決定すること。

#### 13 その他

単価及び価格については，第3編に記載した事項のほか，「基準等資料」第4編第2章，第3章，第4章及び第5章による。

第3編 単価，価格等

別表1-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
1	トラッククレーン25t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	トラッククレーン25t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	トラッククレーン25t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	トラッククレーン25t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	トラッククレーン25t	$31.2 \times A + 24.4$	

別表1-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
B1	トラッククレーン25t	$9.5 \times A$	

別表1-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数			備考
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	
P1	トラッククレーン25t	4	5	6	

別表1-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
1	トラッククレーン16t	$2.3 \times A$	
2	トラッククレーン16t	$5.4 \times A$	
3	トラッククレーン16t	$8.5 \times A$	
4	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積 1,000㎡ごと に1台
5	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	

別表1-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
B1	トラッククレーン16t	$6.4 \times A$	

【別表1-1～5共通事項】

- 1 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
- 2 RC造の標準的な階高，スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
- 3  $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ （計算過程においてAの値を端数処理する場合は，小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位とする。）
- 4  $N = \text{階数}$
- 5 存置日数の端数処理は，小数点以下第1位を切り上げ整数とする。
- 6 各階の面積が著しく異なる場合は，実情に応じて適切に補正する。
- 7 階数が2階以下かつ建築面積が250㎡未満の場合は，規格を16t以下とし，存置日数は実状に応じて適切に補正する。
- 8 障害物等で揚重作業に支障がある場合は，実状に応じて適切に設定する。

第3編 単価，価格等

別表2 その他工事としての取扱い（建築工事）

（注）○印は対象項目，×印は対象外項目

特殊な室内装備品		家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品			
壁面収納（造り付け以外）	○	ローパーティション	○	移動書架	○
書架（スチール棚）	○	書架（既製木製棚）	○	家具（造り付け以外）	○
造り付け家具	×	カーテン	×	ブラインド	×
ファンコイルカバー	×	じゅうたん	×	OAフロア	×
一般（湯沸室）流し台	×	トイレブース	×	可動・移動間仕切	×
実験流し台	○	実験・医療器具	○	シールド工事	○
舞台機構装置	○	浴室・シャワーユニット	×	厨房機器	×
清掃用ゴンドラ	×				
造園工事		種目で造園工事として取り扱われる項目すべて。			
樹木費	○	植込み費	○	地被類（芝張り，は種）	○
支柱	○	移植	○	客土	○
植栽基盤	○	土壌改良	○	ツリーサークル	○
伐採・抜根	○	人工土壌	○	排水マット敷設	○
庭石・モニュメント	○	温室工事	○		
舗装工事		種目で舗装工事として取り扱われるすべて。ただし，土工，縁石，側溝は一般工事とする。			
土工事	×	直接仮設（舗装用）	○	アスファルト舗装	○
コンクリート舗装	○	タイル張り舗装	○	石張り舗装	○
インターロッキング舗装	○	舗石舗装	○	グラウンド・テニスコート	○
平板舗装	○	路床整正	○	舗装機械運搬	○
トラフィックペイント	○	縁石	×	L型側溝・V型溝	×
排水ます	×	開きよ（U字溝）	×	排水管	×
とりこわし工事※		種目でとりこわし工事として取り扱われる項目すべて。ただし，アスベスト含有建材処理工事については，一般（改修）工事とする。			
とりこわし費	○	集積積込み	○	アスベスト処理工事費	×
とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○		

※ とりこわし工事とは，建築物等の解体を行う工事（増築，改修等に伴う撤去工事は除く）をいう。

※ 杭工事については，その他工事に該当しないものとして取り扱う。

第3編 単価，価格等

別表3 その他工事としての取扱い（機械設備工事）

通常の建物本体工事に含まれない下記の設備等について，システム一式を専門工事として扱い，当該据付調整費及び諸経費まで含んで計上したものを対象とする。

（注）○印は対象項目，×印は対象外項目

さく井工事		さく井工事として取り扱われる項目すべて。ただし，ポンプや揚水管の交換は一般工事。
揚水井設備	○	掘削及び電気検層後，ケーシング，スクリーン，砂利充てん，深井戸用水中モーターポンプ設置（揚水試験，水質検査含む。）を行う，飲用水，雑用水，融雪用の揚水井
地中熱交換井設備	○	掘削後，地中熱交換器，けい砂等充てんを行う，空調及び融雪用地中熱交換井
深井戸用水中モーターポンプ交換	×	ポンプ及び揚水管の交換
特殊空調設備		特殊空調設備として取り扱われる項目すべて。
恒温恒湿室	○	精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）
クリーンルーム	○	空気清浄度の確保が必要な部屋の空調設備（部屋本体を含む場合あり）
循環ろ過設備		循環ろ過設備として取り扱われる項目すべて。
プールろ過設備	○	プール水を循環させてろ過や滅菌等を行い，水質を維持する設備
浴槽ろ過設備	○	浴槽水を循環させてろ過や滅菌等を行い，水質を維持する設備
排水処理設備		排水処理設備として取り扱われる項目すべて。ただし，浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管は一般工事。
厨房排水除害設備	○	厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備
廃水処理設備	○	有害廃水（病原菌，放射性物質等）を下水道の放流基準値以下に処理する設備
排水再利用設備	○	原水（雑用水等）を便所洗浄水，散水，修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
雨水利用設備	○	雨水を便所洗浄水，散水，修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備（ろ過装置を設けるシステム一式工事）
	×	集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管及び当該ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御設備
浄化槽設備	×	ユニット型，現場施工型
ごみ処理設備		ごみ処理設備として取り扱われる項目すべて。ただし，厨房のディスポーザーは一般工事。
ダストシュート	○	各階に設けた投入口より縦管を伝って下層の集積所にごみを集める設備
ごみ真空輸送装置	○	建物に設けたダストシュート等と集積所をパイプで結び，パイプ内の空気を集積所側から吸引することで，広範囲からごみを収集・輸送する設備
コンパクト・コンテナ	○	かさの大きい紙ごみを高圧縮してコンテナに詰め，コンテナごと搬出する設備
焼却装置	○	焼却炉
ディスポーザー	×	厨房で取り扱うディスポーザーは一般工事
搬送設備		搬送設備として取り扱われる項目すべて。
書類搬送設備	○	気送管や垂直コンベア等を使用し，書類をステーションまで搬送する設備
自動倉庫	○	スタッカークレーン，無人走行台車等を用いた立体自動倉庫
昇降装置	○	段差解消機，ステージ昇降装置，ホイストクレーン等
機械式駐車設備		機械式駐車設備として取り扱われる項目すべて。
機械式駐車設備	○	2段式，タワー式，水平循環式，平面往復式等
特殊ガス設備		特殊ガス設備として取り扱われる項目すべて。
医療用ガス設備	○	酸素，窒素，笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
実験用ガス設備	○	酸素，窒素，アルゴン，ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
高圧空気充てん設備	○	ダイビング用高圧空気ボンベへ空気充てんを行う設備
実験機器設備		実験機器設備として取り扱われる項目すべて。
実験機器設備	○	ドラフトチャンバー，安全キャビネット，クリーンベンチ，オートクレーブ，実験台，飼育装置，飼育ゲージ等の実験機器類
医療器具設備		医療器具設備として取り扱われる項目すべて。
医療器具設備	○	手術台，歯科用椅子，各種検査機器（X線，CT，MRI，超音波等），介護補助用リフト等の医療用設備